

木更津駐屯地に関する協議会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月15日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市告示第192号

木更津駐屯地に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 木更津市及び防衛省は、陸上自衛隊のティルト・ローター機V-22オスプレイの木更津駐屯地への暫定的な配備に係る木更津駐屯地の運用について、木更津市民の懸念事項等を協議するため、木更津駐屯地に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 木更津駐屯地に配備されている航空機の運用に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 木更津市長
- (2) 木更津市議会議長
- (3) 木更津市議会基地政策特別委員会委員長
- (4) 北関東防衛局長
- (5) 木更津駐屯地司令
- (6) 部会の長

2 会長は、木更津市長をもって充て、会務を総理する。

(会議)

第4条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、1年1回とし、会長が招集し、その議長となる。
- 3 臨時会は、必要があると認める場合において、会長が招集し、その議長となる。
- 4 前条第1項各号に掲げる者は、やむを得ず会議に出席できない場合には、その代理者を出席させることができる。
- 5 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 協議会において必要があるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(部会)

第5条 協議会は、陸上自衛隊のティルト・ローター機V-22オスプレイの木更津駐屯地への暫定的な配備に係る木更津駐屯地の運用について、駐屯地周辺住民等の懸念事項等を収集し、対応方策を検討するため、部会を置く。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、木更津市企画部企画課において北関東防衛局企画部地方調整課と連携して行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。